宛先:
Cc:
Bcc:
件名: 静岡県認定農業者メールマガジン第414号(「持続化給付金制度」のご案内)

□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■
静岡県認定農業者メールマガジン
「認定マガジン」第４１４号
令和２年５月１９日発行
□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

静岡県の認定農業者のみなさん、こんにちは。

今回は、新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受ける事業者の皆さんへ、「持続化給付金制度」のご案内です。

国では、新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために、「持続化給付金制度」を設立しました。

■持続化給付金(農林漁業者・食品関連事業の皆様も対象です):農林水産省
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/benefit.html

■給付金の申請期間
令和2年5月1日から令和3年１月15日まで
※電子申請の送信完了の締め切りは、令和3年１月15日の24時まで

■申請方法
Web上での申請を基本とし、必要に応じ、感染症対策を講じた上で
完全予約制の申請支援(必要情報の入力等)を行う窓口を順次設置します。
申請用HPはこちら→https://jizokuka-kyufu.jp

●問い合わせ先
持続化給付金事業コールセンター
０１２０－１１５－５７０
【IP電話専用回線】０３－６８３１－０６１３
受付時間８:３０～１９:００
※５月・６月は毎日、７月～12月は土曜日を除く日曜日から金曜日まで

==========

認定マガジン第４１４号はいかがだったでしょうか。
これからも、皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信していきたいと思います。

また、バックナンバーも県ホームページに掲載しています。
http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/nougyo/ninteinougyousya.html

○今後配信の必要のない方は、お手数ですが下記宛に配信停止のご連絡をお願いします。
その際は『認定マガジン』の配信停止である旨、ご記載願います。

○メールアドレスの変更等の場合は、認定マガジン配信先の変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、お名前を下記までお知らせ下さい。

静岡県　経済産業部　農業ビジネス課　担い手育成班
E-mail　nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp
TEL　054-221-2754
FAX　054-221-3688
==========